

運営規程

認知症対応型共同生活介護 塩野室ハウス

(事業の目的)

第1条 この運営規定は医療法人修和会が設置する塩野室ハウス(以下「事業所」という)が行う認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員(以下「従業者」という)が要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症(介護保険法第8法第16項規定する認知症をいう以下同じ)によって自立した生活が困難になった利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く以下同じ)に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者ひとりひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいよう説明を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 塩野室ハウス
- (2) 所在地 日光市塩野室町字栗木沢 1504-20

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。従業員数については、別途重要事項説明書の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において指定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮・命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という)を作成する。
- (3) 介護職員 員数に変動あり
介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9人とする。(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中でのリハビリ
- (4) 相談・援助等

(認知症対応型共同生活介護計画)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、計画書を作成する。
- 4 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、常に認知症対応型共同生活介護計画の作成の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の作成の変更を行う。
- 6 認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第8条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 食費は、利用した食事に対して別途規程のとおり徴収する。
 - (2) 家賃は別途規程のとおり月額を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - (3) 光熱水費は別途規程のとおり月額を徴収する。月途中における入退所については、日割り計算とする。
 - (4) 理美容代は、1回ごとに徴収する。
 - (5) 前各項目に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用について記載した領収書を交付する。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開催に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又は家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知

症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態)であつて認知症の状態にあり少人数による共同生活介護を営むことに支障がないものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
- (2) 認知症に伴う著しい周辺症状がある場合
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合には、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の過去に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対処方法)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当医療法人修和会石塚クリニックに連絡する等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を決め、年に 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(身体拘束の禁止に関する事項)

第 12 条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を 3 月に一度以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は利用者が利用する施設、食器その他の施設又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を概ね 6 月に一度以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、業務に必要なと認められる場合の外部への情報提供・外部よりの情報収集については入居時に利用者並びにその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第 16 条 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族等の秘密を保持する。

2 事業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携に関する事項)

第 17 条 事業所は、その運営にあたり地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民代表者、日光市職員、認知症対応型共同生活介護または指定介護予防認知症対応型共同生活に知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、概ね 2 月に一度以上会議を開催、本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議

から必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。

事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

3 事業所は前項の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 1 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活または指定介護予防認知症対応型共同生活の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、すべての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年に 2 回以上

- 2 事業所は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活または指定介護予防認知症対応型共同生活の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人修和会理事長、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

平成21年1月1日改定

令和2年5月21日改定

令和6年3月31日改定

令和6年6月1日改定